

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保) 全社共通 01 R2
提出年月日	2022年5月11日

「品質・保安会議に係る事項の変更」 に係る補足説明資料

本資料は、【保) 全社共通 01】の改訂版 (R2) である。

【保) 全社共通 01 R0】から改訂版 (R1) への改訂内容を以下に示す。

- 添付 1 を削除し、第 2 章の本文として変更の理由及び妥当性を記載
- 第 4 章を追加
- その他記載の適正化

【保) 全社共通 01 R1】から改訂版 (R2) への改訂内容を以下に示す。

- 「品質・保安会議議長の変更」に伴う委員の変更について、副本部長が委員であることを施行までに社内規定で明確化する旨を追記
- 「役員等への安全に係る教育」の変更後の運用に関する考え方を再整理
- 上記の運用を定めた社内規定の抜粋を添付

※【保) 全社共通 01 R0】から変更した部分を青字にて示す。

目 次

1. 概要	1
2. 「品質・保安会議に係る事項の変更」の理由及び妥当性に係る説明	1
3. 「品質・保安会議に係る事項の変更」の施設間整合性に係る説明	5
4. 「品質・保安会議に係る事項の変更」の社内手続きに係る説明	5
添付1 社内規定「安全・品質本部教育訓練要領」（要領安品本部第6号-32）抜粋	
添付2 社内規定「品質・保安会議規程」（規程60号-31）抜粋	
添付3 各施設保安規定の変更箇所比較表	

1. 概要

本資料は、再処理事業所再処理施設保安規定、再処理事業所廃棄物管理施設保安規定、濃縮・埋設事業所加工施設保安規定、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定及び再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）のうち「品質・保安会議に係る事項の変更」の理由及び妥当性、施設間の整合性並びに社内手続きについて説明するものである。

2. 「品質・保安会議に係る事項の変更」の理由及び妥当性に係る説明

(1) 品質・保安会議議長の変更

a. 経緯

- 品質・保安会議は、品質マネジメントシステムに係る活動等に関し、全社的な観点から審議することを目的に設置している。
- 1997 年に品質・保安会議の前身である保安・防災会議を設置した際、組織を横断的に見る組織が設置されていなかったことから、副社長（安全担当）を議長とした。
- 2016 年に全社の品質マネジメントシステムに係る活動を推進する組織として、安全・品質本部を設置した。その際に安全・品質本部長の職務として、「社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐」を明記した。
- 2020 年度の新検査制度の導入時には、CAP システムや安全実績指標（PI）の統括活動等を通じて、全社の安全と品質に係る情報を収集し取りまとめ、安全・品質本部が全社を牽引してきた。
- 2021 年度からは、組織的な対応の強化として、労働安全に係る全社統括機能を事務部門から安全・品質本部に移管する等、全社の安全機能の集約を進めてきており、品質・保安会議の議長（以下「議長」という。）についても、安全・品質本部長が担うことができる状況にある。

b. 変更の理由

今般、組織的な対応の強化のため、これまで進めてきた安全と品質に係る全社機能を安全・品質本部に集約する一環として、副社長（安全担当）が議長として担っていた役割を安全・品質本部長に移す役員の業務分担の見直しを実施し、保安規定を変更する。

c. 変更の内容

品質・保安会議の議長を副社長（安全担当）から、安全・品質本部長に変更する。

d. 変更の妥当性

保安に関する組織の責任と権限は、職位で定められているが、現状、議長は副社長という役位で定めている。今回の変更により、議長となる安全・品質本部長は、その職位として「社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐」を実施し、全社を横断的にみること、リーダーシップを発揮できる。

また、従前どおり、開催の都度、議長が品質・保安会議の審議結果を社長へ報告し、社長から必要な指示を受けることに変更はない。

以上より、これまでと同様の会議運営が実施されるため、本変更は妥当である。

なお、議長は、品質・保安会議の運営状況について社長から評価を受けるため、安全・品質本部長は、その活動に応じ、適切に評価され、処遇を受けることになる。

e. 品質・保安会議議長の変更に伴う委員の変更について

安全・品質本部長を議長に変更することに伴い、安全・品質本部長が担っていた委員としての役割は、職務権限として安全・品質本部長を補佐する立場である安全・品質本部副本部長（以下「副本部長」という。）が担うこととする。保安規定では、「社長が選任した委員」として別途選任することとし、社内規定にて副本部長が委員であることを明確にすることとしていた。

また、会議の成立条件及び持ち回り審議の規定について、副本部長は、委員として明記せず、社内規定で委員であることを明記することとしていた。

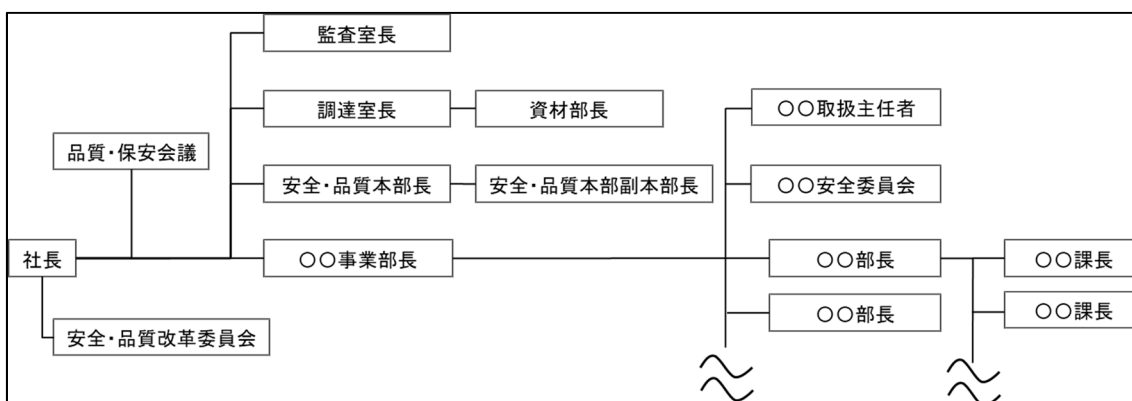
しかしながら、保安規定上、副本部長が品質・保安会議の委員であることが不明確であるため、以下の考え方で保安規定へ反映する。なお、社内規定も同様に副本部長が委員であることを施行までに反映する。

【今後の保安規定への反映の考え方】

- ① 副本部長が品質・保安会議の委員であることを明確にする。
- ② 副本部長が会議の成立条件及び持ち回り審議の委員であることを明確にする。
- ③ ①に伴い副本部長の職務を規定するとともに、その職位を「別図 保安に関する組織」に反映する。反映にあたっては、各施設の事業指定（許可）申請書 添付書類（技術的能力）の組織図に合わせて適正化を図る。

今後の保安規定への反映内容及び反映箇所（予定）を、以下の整理表に示す。

反映内容	反映箇所（条項、別図）
副本部長が品質・保安会議の委員であることを明確にする。	(品質・保安会議の審議事項、構成等) 濃) 第11条 第2項, 埋) 第11条 第2項 再) 第20条 第2項, 廃) 第9条 第2項 燃) 第10条 第2項
副本部長が会議の成立条件を満たすための委員であることを明確にする。	(品質・保安会議の審議事項、構成等) 濃) 第11条 第3項1号, 埋) 第11条 第3項1号 再) 第20条 第3項1号, 廃) 第9条 第3項1号 燃) 第10条 第3項1号
副本部長が持ち回り審議の委員であることを明確にする。	(品質・保安会議の審議事項、構成等) 濃) 第11条 第3項3号, 埋) 第11条 第3項3号 再) 第20条 第3項3号, 廃) 第9条 第3項3号 燃) 第10条 第3項3号
副本部長の職務を規定する。	(職務) 濃) 第8条 第2項(6), 埋) 第8条 第2項(6) 再) 第17条 第2項(6), 廃) 第5条 第2項(6) 燃) 第7条 第2項(6)
副本部長の職位を「別図保安に関する組織」に反映し、事業指定(許可)に合わせて適正化する。(下図参照)	濃) 埋) 再) 廃) 別図1 保安に関する組織 燃) 別図1 組織図
【略称】 濃) 濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 埋) 濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 再) 再処理事業所再処理施設保安規定 廃) 再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 燃) 再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定	



別図 保安に関する組織 (イメージ)

(2) 役員等への安全に係る教育の実施責任者の明確化

a. 経緯

- ・1999年の他社ウラン加工施設における臨界事故を受けて、保安規定審査基準が改訂(※)され、その要求に基づき役員等への安全に係る教育(以下「役員教育」という。)を導入した。
- ・保安規定審査基準における役員教育の趣旨は、「役員への教育とは、(中略)安全文化の啓蒙活動や役員自身の安全に係る自己啓発的なものでも良い。」とされており、品質マネジメントシステムに基づく教育の一環ではあるが、保安教育とは要求が異なることから、個別に実施してきた。
- ・役員教育を保安規定へ反映した当初、全社として安全文化の活動を推進する組織がなかったことから、品質・保安会議に役割を持たせることとし、保安規定にて、「品質・保安会議が役員等への安全に係る教育の実施計画を定め、教育を実施させること」(以下「役員教育の規定」という。)を定めた。
- ・社内規定において、安全・品質本部長が役員教育の実施を担うことを定めており、品質・保安会議へ実施計画の付議、実施結果の報告を行ってきた。
- ・安全・品質本部は、全社の安全・品質を統括するための機能を有しており、安全・品質本部長が全社の安全文化活動を推進する役割を担っていることから、役員教育をその職務として明記することで、実施責任者を明確にできる状況にある。

※【平成12年 保安規定審査基準(改訂2版)】(抜粋)

役員への教育とは、従業員から役員に直接安全教育を行うというものでも良いが、安全文化の啓蒙活動や役員自身の安全に係る自己啓発的なものでも良い。なお、原子力安全委員会のウラン加工工場臨界事故調査委員会報告書によれば、事業者に対して経営者への教育・訓練が求められている。

b. 変更の理由

役員教育の実施責任者を明確にするため、安全・品質本部長の職務において教育を実施する変更を行う。

c. 変更の内容

(a) 実施責任者の変更について

実施責任者を品質・保安会議から安全・品質本部長に変更し、役員教育を実施するため、安全・品質本部長の職務に明記する。

役員教育を安全・品質本部長の職務として明記するにあたり、安全・品質本部長の職務に関する規定「社長が行う、品質マネジメントシステムに係る業務の補佐」に含まれるが、役員教育の重要性(他社ウラン加工施設の臨界事故を受けて実施していること)を考慮し、確実に実施されるように、職務として特出して記載する。

(b) 運用の変更について

実施責任者の明確化に伴い、「役員等への安全に係る教育実施計画書」（以下「実施計画書」という。）と「役員等への安全に係る教育実施報告書」（以下「実施結果報告書」という。）の承認者を、議長から安全・品質本部長へ変更する。具体的な運用の変更点を、下表に示す。

「実施計画書」の承認にあたっては、保安規定に基づき「社長が必要と認める保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項」として、品質・保安会議の審議を受ける。「実施結果報告書」の承認にあたっては、社内規定に基づき、品質・保安会議へ報告する運用に変更はない。これらの活動を確実にするために、社内規定（添付1及び2）で明確にする。

表 運用の変更点

	変更前	変更後
作成者	安全・品質本部 品質保証部長	安全・品質本部 品質保証部長
審査者	安全・品質本部長	安全・品質本部 副本部長
承認者	品質・保安会議議長	安全・品質本部長

d. 変更の妥当性

安全・品質本部長を実施責任者として明確にするが、承認者の変更に関しては、安全・品質本部長が全社の安全文化活動を推進する役割を担っていることから、その職務として承認することは妥当である。

また、従前どおり、品質・保安会議で実施計画の付議及び実施結果の報告を行う運用を継続し、必要な議論がなされた上で教育が実施されるため、本変更は妥当である。

3. 「品質・保安会議に係る事項の変更」の施設間整合性に係る説明

当社各施設保安規定について、「品質・保安会議に係る事項の変更」の施設間整合性を添付3に示す。各施設の保安規定は統一された記載となっており、整合が図られている。

4. 「品質・保安会議に係る事項の変更」の社内手続きに係る説明

昨年より、社長の意向を踏まえ、安全・品質本部への安全機能の一元化を進めているところであり、昨年6月には、労働安全に係る全社統括機能を事務部門から安全・品質本部に移管しているところである。

この一環として、議長変更の検討を進めてきており、本件は保安規定変更認可申請が必要であることから、社内の議論を進めた上で、保安規定に基づく安全委員会、品質・保安会議の審議を経て、保安規定変更認可申請に係る社長決裁を受けた。

その過程において、社長への報告と指示を受け進めてきたところであり、議長変更に関する社内の合意形成はできている状況にある。今回の変更は、議長を副社長（安全担当）から安全・品質本部長へ変更するものであり、社内手続き（安全担当の職務に関する通達の見直し）で実施でき、社内の最終決定に影響するものではない。

当該社内手続きは、附則の「社長が指定する日」とは別に行い、保安規定の「社長が指定する日」にあわせることとする。

年 月 日	社内手続き
～2022年3月頃	社長及び副社長を含めた社内議論
2022年3月14日	社長、事業部長等が出席する社内会議
2022年3月29日～4月6日	各施設の安全委員会
2022年4月8日	品質・保安会議
2022年4月12日	品質・保安会議の結果を社長に報告 申請書（案）の社長決裁（稟議決裁）
2022年4月15日	保安規定変更認可申請

以上

(添付1)

記 番 号	要領安品本部第 6 号-32
制 定	2004 年 5 月 29 日
最終改正	2022 年 5 月 9 日
施 行	附則に記載のとおり
所管部署	品質保証部 品質保証 G

安全・品質本部
教育訓練要領
(抜粋)

日本原燃株式会社
安全・品質本部

1 1 . 役員等への安全に係る教育

本部長は、役員等への安全に係る教育（以下「本教育」という。）を品質保証部長に実施させる。

- (1) 品質保証部長は、実施前に教育内容、実施予定時期および受講対象者を記載した実施計画書（様式7）を作成し、品質・保安会議に付議する。安全・品質本部長は、品質・保安会議の結果を踏まえ、実施計画書を承認し、受講対象者へ通知する。

本教育は、原則として年1回以上実施する。

教育実施期間に本教育を受講できなかった役員等に対しては、展開教育を実施する。

- (2) 品質保証部長は、本教育の実施結果報告書（様式8）を作成し、品質・保安会議に報告する。安全・品質本部長は、実施結果報告書を承認し、受講対象者へ通知する。

附則

改正後の本要領は、再処理施設保安規定（規程第49号-34）、廃棄物管理施設保安規定（規程第41号-26）加工施設保安規定（規程第30号-50）、廃棄物埋設施設保安規定（規程第37号-27）およびMOX燃料加工施設保安規定（規程第127号-1）の施行をもって施行する。

(添付2)

記 番 号	規程第60号-31
制 定	2002年 7月31日
最 終 改 正	2022年 4月14日
施 行	2022年 4月15日
所 管 部 署	安全・品質本部 品質保証部 品質保証G

品質・保安会議規程 (抜粋)

日本原燃株式会社

(審議事項)

第8条 本会議は、次の各号に定める事項について、基本方針を全社的観点から審議する。また、必要に応じて具体的事項も審議することができる。

【保安規定に基づく審議事項（保安規定の認可を受ける前の施設に関しても適用する。）】

- (1) 施設の事業変更許可申請を伴う変更に関する事項
- (2) 保安規定の変更に関する事項
- (3) 施設の定期的な評価に関する事項
- (4) 加工施設、再処理施設および廃棄物管理施設の経年変化に関する技術的な評価の結果および長期施設管理方針に係る事項
- (5) 以下に示す、**社長が必要と認める品質マネジメントシステムに関する事項**
 - a. 事業部または技術本部が所管する事業者対応方針の策定または変更に関する事項（当該事業部または本部以外への影響がある場合）
 - b. 安全・品質本部および監査室が所管する事業者対応方針の策定または変更に関する事項
 - c. 社内外で発生した全社に係る保安上重要な事象に対する計画・結果等に関する事項
 - d. 原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程の改正に関する事項
 - e. 品質保証連絡会からの品質マネジメントシステムに関する付議事項
 - f. 本規程および品質・保安会議運営要則の改正に関する事項
 - g. マネジメントレビューの運営に関する事項
 - h. 全社の品質マネジメントシステム構築の基本方針等、全社大の品質マネジメントシステムに影響を与える事項
 - i. 関係法令および保安規定の遵守の意識の向上に関する事項
 - j. 安全文化の育成および維持に関する事項**
 - k. その他保安活動に関する重要事項

【上記以外の審議事項】

- (6) 施設の事業許可申請または保安規定の制定に関する事項
 - (7) 原子力事業者防災業務計画の作成または修正に関する事項
 - (8) その他防災活動に関する重要事項
 - (9) 製品に関する品質マネジメントシステムに係る重要な事項（役務に係る品質マネジメントシステム規程の改正に関する事項を含む）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事項については、本会議の審議対象外とすることができる。ただし、他の施設に影響を与える要求事項の変更は、審議対象外とすることはできない。
- (1) 軽微な変更等
 - (2) 前項(2)または前項(5)d.の審議に伴い本会議が了承した事項の単なる関連文書への反映

(報告事項)

第9条 本会議の報告事項は、以下のとおりとする。

- (1) 本会議結果に対する社長からの指示事項および処置結果に関する事項
- (2) 本会議における議長からの指示事項に対する処置結果に関する事項
- (3) ISO 認証取得（更新を含む）に関する事項
- (4) 事業部または技術本部が所管する事業者対応方針の策定または変更に関する事項（当該事業部または本部以外への影響がない場合）
- (5) 事業者対応方針に基づいて策定した業務の計画および実施状況のうち、特に必要と認められる事項
- (6) その他、議長が必要と判断した事項

(添付3) 各施設保安規定の変更箇所比較表

2022年4月15日に申請した各施設保安規定について、「品質・保安会議に係る事項の変更」の施設間の整合性を以下の表に示す。

なお、各施設保安規定「品質・保安会議の審議事項、構成等」第6項の「役員等への安全に係る教育」の規定については、本教育の実施者を安全・品質本部長の職務として明確にするため、各施設保安規定「職務」(安全・品質本部長)で明確にすることから削除している。

「今後の保安規定への反映の考え方」で記載している事項については、補正時に以下の表に反映する。

再処理施設 第2章 保安管理体制	廃棄物管理施設 第2章 保安管理体制	加工施設(濃縮) 第3章 保安管理体制	廃棄物埋設施設 第3章 保安管理体制	MOX燃料加工施設 第3章 保安管理体制
<p>(職務) 第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)、品質・保安会議の運営に係る業務及び再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p>	<p>(職務) 第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)、品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p>	<p>(職務) 第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)、品質・保安会議の運営に係る業務及び加工の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p>	<p>(職務) 第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)、品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p>	<p>(職務) 第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)、品質・保安会議の運営に係る業務及び加工の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p>
<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第9条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第11条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第11条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第10条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) (略)</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	廃棄物埋設施設	MOX 燃料加工施設
<p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 ～ 5 (略)</p> <hr/> <hr/>	<p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 ～ 5 (略)</p> <hr/> <hr/>	<p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 ～ 5 (略)</p> <hr/> <hr/>	<p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 ～ 5 (略)</p> <hr/> <hr/>	<p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 ～ 5 (略)</p> <hr/> <hr/>

黄色ハッチング：各施設間の相違箇所を示す。
赤字下線：各施設共通の変更箇所を示す。